

公 示

道路運送法施行規則第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第1号の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の区域及び時間帯の指定

道路運送法施行規則第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第1号の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業における地方運輸局長が指定する区域及び時間帯は、下記のとおり指定する。

平成13年12月26日

北海道運輸局長 中 本 光 夫

記

1

指定の範囲 平日、土 、日祝日別	札幌市、石狩市、江別市、小樽市及び北広島市				
平 日	6時台 ～9時台	10時台 ～12時台	13時台 ～15時台	16時台 ～19時台	20時台 ～翌5時台
土曜日	6時台 ～9時台	10時台 ～13時台	14時台 ～18時台	19時台 ～翌5時台	
日祝日	6時台 ～9時台	10時台 ～13時台	14時台 ～18時台	19時台 ～翌5時台	

注 時間帯をどの停留所（発地、着地等）のものを捉えて指定するかは、地域の実情に応じ判断するものとする。

指定の範囲 平日、土 、日祝日別	記 1 以外の地域			
平 日	6 時台 ～ 9 時台	1 0 時台 ～ 1 4 時台	1 5 時台 ～ 1 9 時台	2 0 時台 ～ 翌 5 時台
土曜日	6 時台 ～ 9 時台	1 0 時台 ～ 1 4 時台	1 5 時台 ～ 1 9 時台	2 0 時台 ～ 翌 5 時台
日祝日	6 時台 ～ 9 時台	1 0 時台 ～ 1 4 時台	1 5 時台 ～ 1 9 時台	2 0 時台 ～ 翌 5 時台

注 時間帯をどの停留所（発地、着地等）のものを捉えて指定するかは、地域の実情に応じ判断するものとする。

付 則（平成 1 3 年 1 2 月 2 6 日付け北海道運輸局公示第 4 7 号）

この公示は、平成 1 4 年 2 月 1 日以降に当局管内の陸運支局において受理するものから適用する。

付 則（平成 1 8 年 9 月 1 5 日付け北海道運輸局公示第 2 9 号）

この公示は、平成 1 8 年 1 0 月 1 日以降に当局管内の運輸支局において受理するものから適用する。